

仙台市水道局検査事務要綱

(昭和62年11月16日 管理者決裁)

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 検査
 - 第1節 通則（第7条）
 - 第2節 工事検査（第8条～第16条）
 - 第3節 委託検査（第17条～第24条）
 - 第4節 物件検査（第25条～第32条）
- 第3章 雑則（第33条～第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、仙台市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第17号 以下「契約規程」という。）第30条に基づく履行に係る検査について必要な事項を定め、検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）物件 仙台市水道局会計規程（昭和43年水道局規程第5号）第88条に定める物品及び同第129条第1項第4号から第6号に定める固定資産をいう。
- （2）担当課 工事又は製造、業務委託及び物件を担当する課をいう。
- （3）担当課長 担当課の長をいう。
- （4）建設工事関連委託 建築設計及び土木設計、測量、地質調査その他の工事に関連して行う業務委託をいう。

（検査の種類）

第2条 検査の種類は次のとおりとする。

1 工事検査（工事及び工事関連の製造（以下「工事」という。）の請負契約に係る検査）

（1）完成検査

工事の完成を確認するために行う検査

（2）一部完成検査

工事の完成前に指定部分の引渡しが必要である場合に、指定部分の完成を確認するために行う検査

(3) 既済部分検査

工事の完成前に契約金額の一部を支払う必要がある場合に、既済部分を確認するために行う検査

(4) 精算検査

工事の契約解除に伴い、出来形部分を確認するために行う検査

(5) 中間検査

工事の過程において、完成後外部から検査が困難な部分の確認その他必要がある場合に行う検査

2 委託検査（委託契約に係る検査）

(1) 完了検査

委託業務の完了を確認するために行う検査

(2) 一部完了検査

委託業務の完了前に指定部分の引渡しが必要である場合に、指定部分の完了を確認するために行う検査

(3) 既済部分検査

委託業務の完了前に契約金額の一部を支払う必要がある場合に、既済部分を確認するために行う検査

(4) 精算検査

委託の契約解除に伴い、既履行部分を確認するために行う検査

(5) 中間検査

委託業務の過程において、契約の履行状況の確認その他必要がある場合に行う検査

3 物件検査（物件の買入れ契約（物件の製造請負契約及び修繕請負契約を含む。）に係る検査）

(1) 完了検査

物件の完納その他給付の完了を確認するために行う検査

(2) 一部完了検査

物件の完納その他の給付の完了前に分納の引渡しが必要である場合に、既納部分を確認するために行う検査

(3) 部分検査

物件の完納その他給付の完了前に契約金額の一部を支払う必要がある場合に、既納部分を確認するために行う検査

(4) 精算検査

物件の契約解除に伴い、既納部分を確認するために行う検査

(5) 中間検査

物件の完納その他の給付の完了前の過程において、契約の履行状況の確認その他必要がある場合に行う検査

（検査員）

第3条 この要綱に基づく検査を行うため、検査員を置くものとし、検査員は、次の各号に掲げる区分に応じ、本要綱の別表1に掲げる検査を所掌する者又はその指名する職員とする。

- (1) 工事検査を行う検査員
 - ア 計画課長又は計画課長が指名する計画課の職員
 - イ 工事に係る事務を所掌する課の長（以下「工事担当課長」という。）又は工事担当課長が指名する当該課の職員（第33条に規定する各課検査及び第34条に規定する委任検査に限る。）
 - (2) 委託検査を行う検査員
 - ア 計画課長又は計画課長が指名する計画課の職員
 - イ 委託に係る事務を所掌する課の長（以下「委託担当課長」という。）又は委託担当課長が指名する当該課の職員（第33条に規定する各課検査及び第34条に規定する委任検査に限る。）
 - (3) 物件検査を行う検査員
 - ア 計画課長又は計画課長が指名する計画課の職員
 - イ 物件に係る事務を所掌する課の長（以下「物件担当課長」という。）又は物件担当課長が指名する当該課の職員（第33条に規定する各課検査及び第34条に規定する委任検査に限る。）
- 2 検査員の名称は、次の各号のとおりとする。
- (1) 専門検査員（工事検査及び物件検査を行う検査員に限る。）

計画課長又は計画課長が検査を行う者として指名した計画課の職員
 - (2) 指名検査員（工事検査を行う検査員に限る。）

工事担当課長又は工事担当課長が指名する当該課の職員
- 3 工事担当課長は、前項第二号の指名検査員を指名又は変更したときは、速やかに、計画課長に通知する。

（検査員の服務）

- 第4条 検査員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項、規則その他の関係法令に基づき、適正に検査を行う。
- 2 検査員は、検査を実施するために必要な知識と技術の修得に努める。

（兼職の禁止）

- 第5条 この要綱に基づき工事検査を行う者は、特別の必要がある場合を除き、当該契約で定めた監督職員と兼ねることができない。
- 2 この要綱に基づき、建設工事関連委託の検査を行う者は、特別の必要がある場合を除き、当該契約で定めた調査職員と兼ねることができない。

（検査台帳の整理）

- 第6条 計画課長は、検査経過を明確にするため、工事・委託検査台帳（様式第1号）及び物件検査台帳（様式第2号）に検査内容を記録し、整理する。

第2章 検査

第1節 通則

(契約締結の通知等)

第7条 財務課長は、この要綱に基づく検査に係る契約を締結したときは、適宜、計画課長へ検査台帳の記載に必要な情報を通知する。

- 2 計画課長は、契約締結の情報を受けたときは、検査台帳に必要な事項を記録する。
- 3 前2項の規定は、契約の変更及び解除に準用する。
- 4 計画課長は、検査を円滑に行うために必要があるときは、担当課長に対して検査予定表等の資料の提出を求めることができる。

第2節 工事検査

(検査の方法)

第8条 工事検査は、契約書等及び契約の履行状況等に関する各種の記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種記録」という。）に基づき、適正に行う。

(検査の基準等)

第9条 工事検査を行うため必要な基準及び工事にかかる中間検査の実施については、給水部長が別に定める。

(検査員の権限)

第10条 検査員は、工事検査を行うにあたり、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対し、工事の目的物について、説明を求めることができる。特に必要があると認めるときは、その一部を破壊若しくは分解、又は試験をして検査を行うことができる。

- 2 水道事業管理者は、検査員が、検査により工事の目的物について是正を要する部分を発見したときは、受注者に対し、修補指示書（様式第3-1A号）等により当該部分の是正を指示する。ただし、軽易な是正については、検査員が口頭で指示することができる。
- 3 前項の規定により、工事の目的物について修補指示書等により是正の指示を受けた受注者は、当該部分の是正を完了したときは、速やかに、修補完了届（様式第3-1B号）等を水道事業管理者に提出し、是正部分について、検査員の検査を受けなければならない。

(検査の立会い)

第11条 工事検査は、受注者及び監督職員が立会いのうえ行う。

(検査の手続)

第12条 工事担当課長は、次の各号に掲げる工事検査を行うにあたり、当該工事が検査に適する状態にあることを確認した後、速やかに、検査請求書（様式第3-2号）に、契約書等及び

各種記録を添えて、計画課長又は工事担当課長（以下「工事検査担当課長」という。）に請求する。

- (1) 完成検査 : 受注者から工事の完成の通知があったとき
- (2) 一部完成検査 : 受注者から指定部分に係る完成の通知があったとき
- (3) 既済部分検査 : 受注者から部分払（区分払）の請求があったとき
- (4) 精算検査 : 契約解除に伴い必要があるとき
- (5) 中間検査 : 工事施工の中間において中間検査の必要があるとき

2 工事検査担当課長は、前項の規定により検査請求を受けたときは、速やかに、検査通知書（様式第3-3号）により工事担当課長に通知する。

3 第33条に規定する各課検査の場合は、前2項にある請求及び通知を省略することができる。

（工事の成績評定）

第13条 工事の成績評定に必要な事項については、給水部長が別に定める。

（工事の成績評定結果の通知）

第14条 水道事業管理者は、工事の成績評定を実施したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第4-1号）を通知する。

2 前項の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、水道事業管理者に評定の内容について説明を求めることができる。

3 水道事業管理者は、前項の規定による説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明書（様式第4-2号）により回答する。

（検査の完了）

第15条 検査員は、工事検査を行ったときは、次の各号に掲げるとおり、速やかに、検査書又は検定調書（以下「検査書等」という。）を作成する。

- (1) 完成検査 : 完成検査書（様式第3-4号）
- (2) 一部完成検査 : 一部完成検査書（様式第3-5号）
- (3) 既済部分検査 : 既済部分検定調書（様式第3-6号）
- (4) 精算検査 : 精算検定調書（様式第3-7号）
- (5) 中間検査 : 中間検査書（様式第3-8号）

2 工事担当課長は、指名検査員が前項に規定する検査書等を作成した場合、速やかに、計画課長に提出する。

3 工事検査担当課長は、第1項に規定する検査書等を速やかに、工事担当課長に通知する。

（工事の成績評定の修正）

第16条 工事検査担当課長は、第14条の通知をした後、第13条の規定により作成された工事の成績評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な措置を講じる。

2 第14条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「工事成績評定通知書（様式第4-1号）」とあるのは「工事成績評定修正通知書（様式第4-3号）」と読み替える。

第3節 委託検査

（検査の方法）

第17条 委託検査は、契約書等及び各種記録に基づき、適正に行う。

（検査員の権限）

第18条 検査員は、検査を行うにあたり、受注者に対し、委託業務の成果について、説明を求めることができる。

2 水道事業管理者は、検査により委託業務の成果について是正を要する部分を発見したときは、受注者に対し、修補指示書（様式第5-1A号）等により当該部分の是正を指示する。ただし、軽易な是正については、検査員が口頭で指示することができる。

3 前項の規定により委託業務の成果について修補指示書等により是正の指示を受けた受注者は、当該部分の是正を完了したときは、速やかに、修補完了報告書（様式第5-1B号）等を水道事業管理者に提出し、是正部分について、検査員の検査を受けなければならない。

（検査の立会い）

第19条 委託検査は、受注者及び担当職員（契約の適正と履行確保に必要な調整等を行う職員。ただし、建設工事関連委託にあつては、調査職員）が立会いのうえ行う。

（検査の手続）

第20条 委託に係る事務を所掌する課の長（以下「委託担当課長」という。）は、次の各号に掲げる委託検査を行うにあたり、当該業務委託が検査に適する状態にあることを確認した後、速やかに、検査請求書（様式第5-2号）に、契約書等及び各種記録を添えて、委託契約に係る検査を所掌する者に請求する。

- （1）完了検査 ：受注者から委託業務の完了の通知があったとき
- （2）一部完了検査 ：受注者から指定部分に係る完了の通知があったとき
- （3）既済部分検査 ：受注者から部分払（区分払）の請求があったとき
- （4）精算検査 ：契約解除に伴い必要があるとき
- （5）中間検査 ：履行状況の確認その他必要があるとき

2 委託契約に係る検査を所掌する者は、前項の規定により検査請求を受けたときは、速やかに、検査通知書（様式第5-3号）により委託担当課長に通知する。

3 第33条に規定する各課検査の場合は、前2項にある請求及び通知を省略することができる。

(建設工事関連委託の成績評定)

第21条 建設工事関連委託の成績評定に必要な事項については、給水部長が別に定める。

(建設工事関連委託の成績評定結果の通知)

第22条 水道事業管理者は、建設工事関連委託の成績評定を実施したときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、業務委託成績評定通知書(様式第6-1号)を通知する。

2 前項の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、水道事業管理者に評定の内容について説明を求めることができる。

3 水道事業管理者は、前項の規定による説明を求められた場合は、業務委託成績評定に係る説明書(様式第6-2号)により回答する。

(検査の完了)

第23条 検査員は、委託検査を行ったときは、次の各号に掲げるとおり、速やかに、検査書等を作成する。

- (1) 完了検査 : 業務委託完了検査書(様式5-4号)
- (2) 一部完了検査 : 業務委託一部完了検査書(様式5-5号)
- (3) 既済部分検査 : 既済部分業務委託検定調書(様式5-6号)
- (4) 精算検査 : 業務委託精算検定調書(様式5-7号)
- (5) 中間検査 : 業務委託中間検査書(様式5-8号)

2 委託契約に係る検査を所掌する者は、前項に規定する検査書等を速やかに、委託担当課長に送付する。

(建設工事関連委託の成績評定の修正)

第24条 委託担当課長又は検査員は、第22条の通知をした後、第21条の規定により作成された業務委託成績評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な措置を講じる。

2 第22条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「業務委託成績評定通知書(様式第6-1号)」とあるのは「業務委託成績評定修正通知書(様式第6-3号)」と読み替える。

第4節 物件検査

(検査の方法)

第25条 物件検査は、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、適正に行う。

(検査の時期)

第26条 担当課の職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件が契約の内容に合致していることを確認し、契約関係書類及び物件検査調書(様式10号)を計画課長に送付する。

- (1) 給付の完了(物件の納入等の完了)の申出があったとき

- (2) 物件の既納部分につき検査の申出があったとき
- (3) 中間検査の申出があった場合で、その申出が適当と認められるとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、検査を必要と認められるとき

2 計画課長は契約関係書類に基づき、速やかに物件検査を行う。

(検査の立会)

第27条 物件検査は、受注者及び担当課の職員が立会いのうえ行う。

(検査の執行)

第28条 検査員は、次の各号に掲げる事項について物件検査を行う。

- (1) 品質、形状、寸法、銘柄等の照査
- (2) 標本、ひな型、図面等に対する適否
- (3) 数量、計量の照合
- (4) その他契約条項の確認

2 検査員は、物件検査にあたり、試験、据えつけ、試用等の措置をする必要があると認めるときは、その結果を待って合否の決定をする。

(抽出検査)

第29条 検査員は、納入された物件が多量であり、かつ、その種類及び規格が同一であるとき又は納入場所が多数に及ぶときは、一部を抽出して検査することにより、全部の物件の合否を判定することができる。

(補修等を要する物件の処理)

第30条 検査員は、検査の結果、納入された物件を不合格と判定した場合において、履行期限までに当該納入に係る物件の取替え、補修等を完了する見込がないと認めるときは、契約担当員の承認を得て履行期限を変更し、受注者に当該変更後の期限までに取替え、補修等をするよう求めることができる。

2 取替え、補修等を求めた物件の検査については、当該取替え、修補等に係る部分のみの検査を以て全体の検査に代えることができる。

(納期遅延物件の報告)

第31条 検査員は、履行期限後に給付があった物件については、受注者から遅延理由書を徴し、不合格・納期遅延報告書(様式第9号)を作成する。

2 計画課長又は物件担当課長(以下「物件検査担当課長」という。)は、前項に規定する報告書を速やかに財務課長に通知する。

(検査調書の作成)

第32条 検査員は、物件検査を行ったときは、速やかに、所定の物件検査調書(様式第10号)を作成する。ただし、見積書兼承諾書により契約した場合は、同書下部検査調書欄を用いる。

2 物件検査担当課長は、前項に規定する検査調書等を速やかに、物件担当課長に送付する。

第3章 雑則

(各課検査)

第33条 担当課長並びに財務課長、配水管理課長、国見浄水課長及び茂庭浄水課長の所管する検査については、仙台市水道局事務決裁規程（平成5年水道局規程第8号）及び本要綱の別表1に掲げる検査事務区分に基づき、当該各課の長がこの要綱に定める計画課長の権限を行う。

(委任検査)

第34条 計画課長は、検査を委任すると判断したときは、担当課長にその旨を通知するとともに、検査を委任する課長に検査委任書（様式第11号）を送付する。

2 前項は、担当課長が本要綱の別表1に掲げる自身の検査事務区分について、他課の長に検査を委任する場合に準用する。

(緊急措置)

第35条 検査員は、検査にあたり次の各号の一に該当すると認めるときは、直ちに上司に報告し、指示を受けて、必要な措置を講じる。

- (1) 自らの判断で処理することが困難な場合
- (2) 事態が重大で早急に処理を必要とする場合

(委任)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、給水部長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和62年11月16日から実施する

附則（平成元年9月21日改正）

この改正は、平成元年10月1日から実施する

附則（平成4年3月13日改正）

この改正は、平成4年4月1日から実施する

附則（平成6年3月13日改正）

この改正は、平成6年4月1日から実施する

附則（平成8年3月27日改正）

この改正は、平成8年4月1日から実施する

附則（平成10年3月24日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する

附則（平成11年8月2日改正）

この改正は、平成11年10月1日から実施する

附則（平成12年3月28日改正）

この改正は、平成12年 4月 1日から実施する

附則 (平成13年 月 日 改正)

この改正は、平成13年 4月 1日から実施する

附則 (平成15年 3月31日 改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から実施する

附則 (平成17年 9月30日 改正)

この改正は、平成17年10月 1日から実施する

附則 (平成21年 3月31日 改正)

この改正は、平成21年 4月 1日から実施する

附則 (平成23年 4月30日 改正)

この改正は、平成23年 5月 1日から実施する

附則 (平成26年 2月21日 改正)

この改正は、平成26年 4月 1日から実施する

附則 (平成31年 3月26日 改正)

この改正は、平成31年 4月 1日から実施する

附則 (令和 2年 3月19日 改正)

この改正は、令和 2年 4月 1日から実施する

附則 (令和 2年12月16日改正)

この改正は、令和 3年 1月 1日から実施する

附則 (令和 3年 3月16日改正)

この改正は、令和 3年 4月 1日から実施する

附則 (令和 6年 3月26日改正)

この改正は、令和 6年 4月 1日から実施する

附則 (令和 7年 3月28日改正)

この改正は、令和 7年 4月 1日から実施する

(別表1 第3条、第33条関係)

検 査 事 務 区 分

工事検査、委託検査及び物件検査は、所管ごと下表の検査の範囲に基づき行う。

所管	検査の範囲
担当課長 (共通事項)	1 工事又は製造の請負契約に係るもの (1) 1件500万円未満の土木・配管・建築工事 及び 1件300万円未満の電気・機械工事 (ただし、計画課長が特に必要と認めたものを除く。) (2) 水道施設の修繕・補修後、速やかに供用する必要がある工事 (地震・大雨等災害により水道施設を緊急的に復旧する必要がある工 事を含む。ただし、別途実施する本格的な復旧工事は除く。) (3) 年間単価契約の工事 2 業務委託契約に係るもの (1) 契約金額100万円未満の業務委託 (2) 契約金額100万円以上で建設工事関連委託以外の業務委託 3 物件購入に係るもの (1) 1品200万円未満の資産購入費、消耗器具備品費、消耗品費、材料 費に係る物件(貯蔵品及び自動車を除く。) (2) 厚生費、燃料費、薬品費、被服費、印刷製本費、手数料、賃貸料、修 繕費、補償金及び食料費等に係る物件(工事に係るもの、貯蔵品及び自 動車を除く。) (3) 年間単価契約に係る物件 (4) 非常災害又は緊急事態に際し、現場で直ちに消費する物件 (担当課長又は係の所在が別庁舎である場合はその係長・場長が検査を行う。)
財務課長	自動車に係るもの (財務課長又は管財係の検査員が検査を行う。)
配水管理課長	貯蔵品(浄水用薬品を除く。)に係るもの (配水管理課長が検査を行う。)
国見浄水課長 茂庭浄水課長	貯蔵品のうち浄水用薬品に係るもの (国見浄水課長・茂庭浄水課長が検査を行う。)
計画課長	上記以外のもの (計画課長、技術管理係の検査員又は第34条により委任された検査員が検査を行う。)

備考1 各課長以外の者については、検査員の補職を要する

備考2 契約金額は、契約変更した場合には、最終変更契約金額による

備考3 担当課長所管の検査の範囲において、担当課長等が監督職員となっている場合は、担当課の検査員が検査を行う

備考4 契約事務の取扱いに関する要綱第2条に基づき、各課契約し、同要綱第6条により契約書(見積兼承諾書含む)等の作成を省略した場合の検査は、次の書類による

- ① 支出決裁簿により起案した場合 : 支出決裁簿の検査欄
- ② 原議により起案した場合 : 原議の余白